

市県民税の寄附金控除

Q 1 市県民税の寄附金控除の対象になる寄附金はどんなものですか？

A 1 市県民税の寄附金控除の対象となる寄附金は以下の寄附です。

- ◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村）
 - ◆ 愛知県・安城市が条例で指定している団体（NPO法人など）
 - ◆ 住所地の日本赤十字社支部および中央共同募金会
- ※地方公共団体への寄附はいわゆる「ふるさと納税」と呼ばれるものです。

Q 2 寄附金控除を受けるためにはどのような手続きが必要ですか？

A 2 寄附金控除を受けるためには、「所得税の確定申告」または「市県民税の申告」が必要です。所得税の確定申告で寄附金控除を申告している方について、所定の記載事項を満たしており、寄附先が市県民税でも控除対象である場合は、市県民税でも寄附金控除が受けられます。ただし、愛知県・安城市がそれぞれ認定しているNPO法人に対する寄附金については、確定申告の他に別途市役所での申請が必要になります。また、確定申告はしないが、市県民税の寄附金控除を受けたい場合には、市県民税の申告書を提出していただく必要があります。

申告する際には、寄附先から交付された「寄附金受領証明（領収証）」の添付または提示が必要です。

ふるさと納税の「ワンストップ特例制度」を使う場合は、「所得税の確定申告」や「市県民税の申告」ではなく、別の方法での申請となります。

Q 3 寄附金控除の控除額はどのように計算するのですか？

A 3 市県民税の控除額の計算は以下をご参照ください。市県民税の寄附金控除は「税額控除」としてその年の市県民税所得割額から差し引きます。なお、市県民税均等割から差し引くことはできません。

$$\text{寄附金税額控除額} = \text{基本控除額} + \text{特例控除額(※1)} + \text{申告特例控除額(※2)}$$

※1 寄附先が地方公共団体（都道府県・市区町村）の場合のみ適用。

※2 ふるさと納税の「ワンストップ特例制度」を使用した場合のみ適用。

【基本控除額】の計算方法

| 支払った寄附金額 | 控除対象額 | 税額控除額 |
|--------------|-------------------|------------------|
| 総所得金額等の30%未満 | 支払った寄附金額－2,000円 | 控除対象額×10% (※) |
| 総所得金額等の30%以上 | 総所得金額等の30%－2,000円 | |

※愛知県のみが条例指定している団体への寄附は4%となり、安城市のみが条例指定している団体への寄附は6%となります。

【特例控除額】の計算方法

| 控除対象額 | 特例控除額 |
|-----------------|------------------------|
| 支払った寄附金額－2,000円 | 控除対象額×(90%－所得税率×1.021) |

(注) 特例控除額については、市県民税所得割の20%が上限（平成26年12月31日以前に寄附したものについては、市県民税所得割の10%が上限）

【申告特例控除額】の計算方法（表中の所定の割合はこちら）

| 申告特例控除額 |
|------------------------------------|
| 特例控除額×所定の割合×1.021÷(90%－所得税率×1.021) |

<参考> 所得税の寄附金控除計算

所得税の寄附金控除は寄附先によって「所得控除」と「税額控除」が選択できます。

税額控除については寄附先によって計算方法が異なるため、ここでは基本的な所得控除の場合の寄附金控除の計算方法を記載します。

【所得控除】

| 支払った寄附金額 | 所得控除額 |
|--------------|-------------------|
| 総所得金額等の40%未満 | 支払った寄附金額－2,000円 |
| 総所得金額等の40%以上 | 総所得金額等の40%－2,000円 |

寄附金控除シミュレーション

※以下、計算上発生した端数を切り捨てた金額を記載しています。

(1) 地方公共団体への寄附（ふるさと納税）で、確定申告をした場合

| 適用 下限額 | 所得税での控除額 | | 市県民税での控除額 | |
|-----------|-------------------------------|---------------|-------------------------|---|
| | ①所得控除額 (5万円－2千円)×20%〈所得税率〉 | ②復興特別 所得税分 | ③基本控除額 (5万円－2千円)×10% | ④特例控除額 (5万円－2千円) × (90%－20%〈所得税率〉× 1.021) |
| 2千円 | =9,600円 | 200円 | =4,800円 | =33,400円 |

①×2.1%〈復興特別所得税率〉

=200円

| | |
|---------|-------|
| 給与収入 | 700万円 |
| 所得税率 | 20% |
| 市県民税所得割 | 35万円 |
| ふるさと納税額 | 5万円 |

① + ② + ③ + ④ = 48,000円

(2) ふるさと納税で、「ワンストップ特例制度」を利用した場合

| 適用 下限額 | 市県民税での控除額 | | |
|-----------|-----------|--|---|
| | 2千円 | ①基本控除額 $(5万円 - 2千円) \times 10\%$ =4,800円 | ②特例控除額 $(5万円 - 2千円) \times (90\% - 20\% \langle \text{所得税率} \rangle \times 1.021)$ =33,400円 |

| | |
|---------|-------|
| 給与収入 | 700万円 |
| 所得税率 | 20% |
| 市県民税所得割 | 35万円 |
| ふるさと納税額 | 5万円 |

① + ② + ③ = 48,000円

(3) 住所地の日本赤十字社への寄附で、確定申告をした場合

| | |
|-----------------|-------|
| 給与収入 | 700万円 |
| 所得税率 | 20% |
| 市県民税所得割 | 35万円 |
| 日本赤十字社愛知県支部への寄附 | 5万円 |

| 適用 下限額 | 所得税での控除額 | | 市県民税での控除額 | |
|-----------|----------|--|-----------------------|--|
| | 2千円 | ①所得控除額 $(5万円 - 2千円) \times 20\% \langle \text{所得税率} \rangle$ =9,600円 | ②復興特別 所得税分 200円 | ③基本控除額 $(5万円 - 2千円) \times 10\%$ =4,800円 |

① + ② + ③ = 14,600円

(4) 安城市が条例指定している NPO 法人への寄附で、申告をした場合

| | |
|---|-------|
| 給与収入 | 700万円 |
| 所得税率 | 20% |
| 市県民税所得割 | 35万円 |
| 安城市が条例指定しているNPO法人への寄附 (所得税法や愛知県条例の指定はない) | 5万円 |

| | 所得税での控除額 | | 市県民税での控除額 | |
|-----------|---|--------------------|---|---|
| 適用 下限額 | ①所得控除額 (5万円-2千円) | ②特別 所得税分 90円 | ③基本控除額 (5万円-2千円) × 6% =2,880円 | ④特例控除額 (90%- 税率) × |
| 2千円 |  | | |  |

③ 2,880円